

食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業実施要領

制定 令和6年3月29日 5新食第3128号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業補助金交付等要綱（令和6年3月29日付け5新食第3127号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

補助事業者は、以下に掲げる（１）及び（２）の要件を満たし、かつ、（３）又は（４）の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会から、公募により選定された者とする。

- （１）令和5年4月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。
- （２）こども食堂、こども宅食、生活困窮者、福祉施設等（以下「こども食堂等」という。）への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。
- （３）食品廃棄物等多量発生事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。以下同じ。）から未利用食品の寄附を直接受けて、こども食堂等に食品を提供する計画を有すること。
- （４）複数の市区町村のこども食堂等に食品を提供する計画を有すること。

第3 事業の内容

補助事業者は、未利用食品の受入れ・提供を拡大するための取組を行うものとし、大規模かつ先進的取組として、次の（１）から（３）までのいずれか又は複数の取組を行うものとする。

- （１）食品廃棄物等多量発生事業者から未利用食品の寄附を直接受けて行うこども食堂等への食品の提供
- （２）複数の市区町村のこども食堂等への食品の提供
- （３）（１）又は（２）に向けた関係者との情報交換会の開催等

第4 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。
- 2 次の経費は、本事業の補助の対象としない。
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
 - (3) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、要綱第5第1項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（要綱第12の軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、要綱第11の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、補助事業者は、別記様式第2号による交付決定前着手届を農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、補助事業者は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、要綱第5第1項の交付申請書の「3 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、着手年月日、交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

3 事業実施状況の報告

総括審議官は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

4 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を1の事業実施計画に準じて作成し、要綱第16第1項の実績報告書に添付するも

のとする。

5 指導

- (1) 総括審議官は、3の事業実施状況の報告及び4の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が困難と認める場合等には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 総括審議官は、(1)のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第7 成果目標

本事業によりフードバンクにおいて、未利用食品の受入れ・提供体制を整備することにより、食品の受入れ・提供の取組を拡大することを成果目標とする。

第8 収益納付

- 1 要綱第21第1項の報告は、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までにしなければならない。
ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。
ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

- 4 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 守秘義務

- 1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 1の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。

第11 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第４の１関係）

補助対象経費	補助率
(ア) 活動経費 人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）に係る保険料、役務費、委託費 (イ) 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料 ①運搬用車両の賃借料（燃料代を除く。） ②一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料 ③入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。） (ウ) 食品の輸配送費 ①他者に依頼して輸配送する場合の経費 ②補助事業者自ら輸配送する場合の経費（燃料代）	1／2以内

※ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

別記様式第1号（第5の1関係）

食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業の目的

(事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 事業の目標（達成すべき成果）、波及効果

（事業の目的と合致した目標（例：食品の取扱量を●トンに増加させる（現状：●トン（令和●年度実績）））、波及効果について記載してください。）

6 事業成果・効果の検証方法

- （注） 1 関係書類として、「別添 1 総括表」、「別添 2 経費内訳書」及び「別添 3 環境負荷低減のチェックシート」を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「1 事業の目的」とあるのは、「1 変更の理由」（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
- 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 本様式に準ずる他の様式を使用する場合は、本様式によらないことができる。

別添1 総括表

区分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)		
	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計					

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別添 2 経費内訳書

区分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		経費の根拠
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)	
		円	円	
計				

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別添 3 環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	1 エネルギーの節減
(1)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
(2)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
(3)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
(4)	☐	食品、プラスチック等の廃棄物の削減に努め、適正に処理
(5)	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	3 環境関係法令の遵守等
(6)	☐	みどりの食料システム戦略の理解
(7)	☐	関係法令の遵守
(8)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
(9)	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ
(10)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注) 1 第5の1の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。

なお、第5の4の規定による事業実施結果に係る報告書の作成に当たっては、本チェックシートは不要とする。

2 (7)の「関係法令」とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

3 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第2号（第5の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和○年度 食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業に関する交付決定前着
手届

食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援事業実施要領第5の2の（1）の規定に基づき、
下記のとおり条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、
これらの損失は、補助事業者が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議
がないこととする。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わない
こととする。

（注）関係書類として、別添を添付すること。

別添

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由